

確定申告はお早めに！

所得税及び復興特別所得税の
確定申告の相談及び申告書の受付は

2月16日～3月15日です



令和2年分の所得税及び復興特別
所得税の確定申告の受付は令和3年
3月15日までです。申告期限間に
なりますと税務署は大変混雑するこ
とが予想されますので、確定申告は
できるだけ早めにお済ませください。
還付を受けるための申告は、2月
16日より前でも受け付けています。
期限内に申告や納税をしなかった
り、間違った申告をしますと、後で
不足の税金を納めなければならぬ
だけでなく、加算税や延滞税を納め
なければならぬこととなりますの
でお気をつけください。
なお、申告を行う必要のない人
も、個人事業税、個人住民税の申告
が必要な場合がありますので、ご注
意ください。

令和2年分の贈与税の申告受付は、
令和3年2月1日から3月15日まで
です。
納税も申告期限と同じ日までにしな
ければなりません。贈与税額が10万
円を超え、かつ、金銭で一時に納付す
ることが困難な場合は、5年以内の年
賦で納める延納の制度があります。

消費税及び地方消費税
の確定申告・納付も
お忘れなく
個人事業者の令和2年分の消費税及
び地方消費税の確定申告・納付の期限
は、令和3年3月31日となっています。
ご準備はお早めにお願います。

税のたより

第338号

(令和3年2月1日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通
元誓願寺下ル頭町490

公益社団法人 上京納税協会
上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していた
だくか、ホームページからご入会いただけます。
会費は、法人・個人別に決められています。
※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。
ご入会のお申込みはこちら
携帯電話、スマートフォンで下記のQRコード
または、左のURLへアクセスしてください。
<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



こんな方は確定申告の必要がありません

事業所得や不動産所得などがある人

令和2年分の事業所得などの各種の所得金額の合計額から、雑損控除などの所得控除の合計額を差し引き、その残額を基にして算出した税額が、配当

控除額や年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は確定申告が必要です。

土地や建物などを譲渡した人

令和2年中に土地や借地権、建物などを売って所得を得た人は、それらの所得（分離課税の譲渡所得）について、事業所得などとは分離して税額を計算します。

この場合には、申告書B第一表及び第二表のほかに第三表（分離課税用）を用い、事業所得などその他の所得も合わせて、確定申告をします。

土地や建物を買った年の1月1日現在で、その土地や建物の所有期間が5年を超えていれば長期譲渡所得に、5年以下なら短期譲渡所得になり、それぞれ別の方法で税額を計算します。

還付申告について

確定申告をしなくてもよい人でも、源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎとなっている人や、給与所得者で医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、雑損控除などの適用を受けようとする人は還付申告をすることができません。

損失申告について

令和2年分の所得金額の合計額が赤字になるなどの理由で、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻しによる還付を受けようとする人は、損失申告をすることができます。

消費税及び地方消費税の確定申告と納税はお早めに

消費税及び地方消費税は、所得税と同様に、納税者の方が自分で税額を計算して申告と納税を行う「申告納税制度」が採られています。

消費税の確定申告をする必要がある方は、同じ申告書用紙で地方消費税の確定申告もすることになります。

令和2年分の申告と納税は令和3年3月31日までとなっていますが、3月に入りますと、税務署の窓口は大変混雑しますので、お早めにお済ませください。

申告・納付などについておわかりにならない点がありましたら、お近くの納税協会までお気軽にお尋ねください。

また、消費税及び地方消費税の申告に当たっては、次のような計算表が国税庁のホームページなどに準備されていますので、利用されると便利です。

○課税取引金額計算表

事業所得用

不動産所得用

農業所得用

○課税売上高計算表

○課税仕入高計算表

なお、これらの計算表は、消費税及び地方消費税の確定申告書に添付する必要はありません。

自分が住んでいる家と敷地を売った場合や、以前に住んでいた家と敷地を住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売った場合には、一定の条件の下、税負担が軽減される特例があります。

※ なお、申告書には個人番号（マイナンバー）の記載が必要です（青色申告決算書、収支内訳書、計算明細書の申告書添付書類については、個人番号の記載は不要です）。また、申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の納付については振替納税の方法があります。振替納税をご利用の方は、ご指定の金融機関の預金口座から通知書の金額が引き落とされます。便利で安全・確実な振替納税をぜひご利用ください。手続は簡単です。税務署又は取引金融機関にお申し込みください。振替日は、所得税が令和3年4月19日、消費税が令和3年4月23日です。その日までに納税額に見合う預金をご準備ください。

明 る い 社 会 に い き る 税

＜青色申告特別控除と基礎控除の改正＞
(合計所得金額が2,400万円以下の場合)

	控除額			要件
	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
改正前	65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の 原則で記帳 (2)貸借対照表と 損益計算書を 添付 (3)期限内申告
改正後	65 万円	48 万円	113 万円	改正前の要件 + e-Taxによる 電子申告又は 電子帳簿保存
	55 万円	48 万円	103 万円	改正前の要件

所得控除が大きく変わります

令和2年分の所得税から、各種所得控除が大きく変わることとなっています。

青色申告特別控除

青色申告特別控除について、取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る控除額を55万円(改正前…65万円)に引き下げる一方、取引を正規の簿記の原則に従って記録し、次の①②の要件のいずれかを満たす者に係る控除額は65万円とされました。

基礎控除

基礎控除については、控除額が一律10万円引き上げられるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が通減し、合計所得金額が2,5

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、法律に定めるところにより、「電磁的記録の備付け及び保存」等を行っていること
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと

＜基礎控除の改正＞

合計所得 金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限 なし)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

◆ **所得金額調整控除**
設けることとされました。

所得金額調整控除が次のとおり創設されました。

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、本人が特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額から850万円(1000万円超の場合)は1000万円を控除した金額の10%相当額を、給与所得の金額から控除する
- ② その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額(それぞれ10万円が限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する

◆ **各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正**

同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の場合、合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げられました。

令和2年分 消費税及び地方消費税の申告・納付

■ 消費税及び地方消費税の申告・納付が必要な方

- ① 平成30年分の課税売上高が1,000万円を超える方
 - ② 平成30年分の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
 - ③ 上記①、②に該当しない場合で、令和元年（平成31年）1月1日～6月30日までの期間における課税売上高が1,000万円を超える方
- ※課税売上高に代えて、給与等支払額による判定も可能です。

■ 消費税の納税額の計算方法

一般的な消費税納税額の計算方法

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れに係る消費税額}$$

簡易課税制度を適用した場合の消費税納税額の計算方法

簡易課税制度を選択している場合は、事業区分に応じた「みなし仕入率」で計算します。
 ※複数の事業を営む事業者は、課税売上高を事業ごとに区分することで、別途特例の計算をすることが可能です。

$$\text{国税の消費税納税額} = \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

種別	みなし仕入率	主な業種
第1種事業	90%	卸売業
第2種事業	80%	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）
第3種事業	70%	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業
第4種事業	60%	飲食店業、その他の事業
第5種事業	50%	金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業以外）
第6種事業	40%	不動産業

■ 地方消費税の納税額の計算方法

国税の消費税納税額を基に地方消費税の納税額を計算します。

税率6.24%、7.8%適用分

$$\text{地方消費税の納税額} = \text{国税の消費税納税額} \times 22/78$$

帳簿と請求書等の保存

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

正しい知識で確かな納税

(上京税務署提供)

確定申告会場（西陣織会館）への入場には、 「入場整理券」が必要です

令和2年分確定申告会場の「西陣織会館」への入場には、混雑緩和を図る観点から、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

なお、入場整理券の配付方法は2通りあります。

① 確定申告会場で当日配付

「入場整理券」は、当日、会場で配付します。全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

② オンライン（LINE）で事前発行

国税庁LINE公式アカウントからオンラインで事前取得できます。
まずは国税庁LINE公式アカウントを友だち追加してください。



[友だち追加はこちら](#)

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告

検索

まずは「確定申告」で検索！

納税が困難な方には猶予制度があります

国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること

※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

一人一人の納税が明るい未来を作ります

(上京税務署提供)

○ 猶予が認められると…

- 原則として1年間納税が猶予されます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、税務署(徴収担当)にご相談ください。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

○ 猶予が認められると…

- 原則として1年間納税が猶予されます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。(納税の猶予：国税通則法第46条)

AIG

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
納税協会のビジネスガードシリーズ

地域社会に貢献する

 **納税協会の自動車保険**

AIG損害保険株式会社は、
充実の補償とサービスで、納税協会の会員企業を
自動車に関する様々なリスクから
お守りします。



AIG損害保険株式会社
URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

京都支店

〒600-8372
京都市下京区五条通大宮南門前町480
TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)


この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152296 2020-01)



アフラックの「がん保険」は
「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

 **納税協会の福祉制度**
アフラックのがん保険

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉 **アフラック** 京都支社

納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

考えてみよう 身近な税を

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社 京都支社/京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341